

平成 25 年 7 月 19 日  
救 援 事 務 局 長 決 定

## 福島県内被災文化財等救援事務局設置要項

### 1. 名称

本事務局は、福島県内被災文化財等救援事務局（以下「救援事務局」という。）という。

### 2. 目的

救援事務局は、「福島県内被災文化財等救援事業（福島文化財レスキュー事業）実施要項」（平成 25 年 7 月 19 日理事長決定）に基づき、文化庁、福島県及び文化財・美術関係団体（以下「関係団体」という。）と協力して、東北地方太平洋沖地震によって被災した福島県内の文化財等を緊急に保全し、我が国の貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止することを目的とする。

### 3. 組織

- (1) 救援事務局は、文化庁及び福島県の協力要請を受け、当分の間、公益財団法人日本博物館協会及び全国美術館会議をもって構成する。
- (2) 救援事務局は、必要に応じて、関係団体に参加又は協力を得ることができる。
- (3) 救援事務局の設置期間は、平成 25 年 7 月 19 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

### 4. 活動内容

#### (1) 情報収集

- ① 文化庁及び福島県教育委員会を通じて、国、関係地方公共団体の文化財台帳や過去の調査記録等から文化財等の所在情報を得る。
- ② 福島県教育委員会を通じて、関係市町村教育委員会、歴史資料館等からも情報の提供を得る。

#### (2) 救出及び保管

- ① 地震等による直接の被災や文化財等が置かれている建物の倒壊又は倒壊の恐れ等により、文化財等を緊急に避難させる必要がある場合には、所有者からの要請に基づき、所有者の立会い又は委任の下に救出作業を行う。
- ② 救出した文化財等の保存は、所有者から安全な保存施設における保管の要請があった場合には、可能な限り関係地方公共団体が希望する保存機能を有する施設へ移送し、一次保管を行う。